

「八戸市空き家情報冊子」協働発行业に係る企画提案募集要項

この要項は、空き家に対する問題意識啓発を目的として発行する「八戸市空き家情報冊子」(以下「冊子」という。)を市と協働で作成する協働発行业者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 事業の概要

(1)事業の名称

「八戸市空き家情報冊子」協働発行业

(2)目的

空き家に関する制度・サービスについて、市民に分かりやすく提供するため、空き家を放置し続けると起こる問題・危険性、管理することで生まれるメリットのほか、八戸市での空き家の活用方法を盛り込んだ「八戸市空き家情報冊子」を発行する。

(3)冊子の内容構成

構成区分	内 容	原稿作成者	割 合
管理情報	空き家の適正管理に関する情報	八戸市 協働発行业者	概ね 60%以上
活用情報	空き家の活用方法に関する情報	八戸市 協働発行业者	
広告	企業等から募った広告	協働発行业者	概ね 40%程度まで

※ 割合については、全紙面に占める割合とする。

(4)発行部数

3,400部程度/年

(5)発行日及び配布期間

発 行 日:令和8年4月

令和9年4月

令和10年4月

配布期間:いずれもそれぞれ発行日から1年間(なお、発行前には情報の更新を行うものとする)

(6)費用負担

企画、原稿編集、印刷製本等に要する一切の経費は、協働発行业者が全額負担し、広告及びその他の収入により賄うものであり、市は一切の費用を負担しない。

2. 募集等に関する全体日程

No	時期	項目(内容)
1	令和7年11月6日(木)	企画提案募集要項の公表
2	令和7年11月6日(木)から11月10日(月)	質問受付期間
3	令和7年11月12日(水)	質問に対する回答期限
4	令和7年11月6日(木)から11月14日(金)	応募受付期間
5	令和7年11月中旬頃	事業者の選定
6	令和7年12月上旬頃	協定の締結

3. 応募に関すること

(1)応募資格

本事業へ応募する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること(個人での応募は不可)
- ② 法人等が次の事項に該当しないこと
 - ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - イ) 八戸市から指名停止を現に受けている者
 - ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者
又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
(手続開始の決定後、市長が入札参加資格の再設定をした者を除く。)
 - エ) 前号に掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの
- ③ 国税及び地方税を滞納していない者であること
- ④ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条3号に該当することにより、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、本市が行う事務事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと
- ⑤ 当事業と類似する業務実績を有するとともに、自ら広告主の募集を行うことができる者であること

(2)応募受付期間

令和7年11月6日(木)から 令和7年11月14日(金)まで

午前8時15分から午後5時00分(但し土曜日、日曜日を除く)

(3)提出書類

以下に掲げる書類を提出すること。なお、提出に要する費用等はすべて応募者の負担とし、提出された書類は返却しないものとする。

①八戸市空き家情報冊子協働発行事業申込書(様式1)

②八戸市空き家情報冊子企画提案書(任意様式)

※企画提案書の作成要領は、後掲「7.企画提案書作成要領」を参照すること。

③ 法人の場合、会社の概要がわかるパンフレット等

④ 経営状況を示す書類(直近の事業会計年度分)

ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

※法人以外の団体にあつては、団体の収支決算書を提出のこと

イ) 事業報告書

⑤ 登記事項証明書(現在事項全部証明書、法人のみ)

※申込前3ヶ月以内に取得したもの(写し可)

⑥ 納税証明書(直近の事業年度分)(写し可)

ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書(納税証明書「その3」又は「その3の3」)

イ) 都道府県税に係る納税証明書

ウ) 市区町村税に係る納税証明書

- ⑦ 委任状(受任者を設定する場合に限る。)
- ⑧ 印鑑登録証明書(写し可)
- ⑨ 同種又は類似業務の実績を示す資料
- ⑩ 八戸市空き家情報冊子発行等に係る収支見込(予算書)

(4)提出先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1
 八戸市 都市整備部 都市政策課
 電話:0178-43-2824(直通) FAX:0178-41-2302
 E-Mail:toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

(5)提出方法

上記(4)へ直接持参又は郵送すること。なお、郵送による提出の際には、期日までに必着とし、必ず受取日及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6)提出部数

上記(3)の①、③から⑩まで各1部、②企画提案書は4部(正本1部、副本3部)

(7)その他

- ① 応募者は、提出書類をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 企画提案書提出後の差し替え又は再提出は認めない。
- ③ 虚偽の内容が記載されているものは失格とする。
- ④ 提出書類は協働発行事業者選定の目的以外に無断で使用しない。ただし、八戸市情報公開条例の規定に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの等を除いて開示することがある。

4. 企画提案に関する質問と回答

(1)質問の受付期間

令和7年11月6日(木)午前8時15分から11月10日(月)午後5時00分まで(必着)

(2)提出先

八戸市 都市整備部 都市政策課宛 E-Mailにより提出(様式は任意)
 E-Mail:toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

(電子メール以外での質問は受け付けない。また、送信トラブルを防ぐため電話で通信確認を行うこと。)

(3)回答方法

令和7年11月12日(水)までに、質問者に対して電子メールで回答するとともに、市ホームページ上に掲載する。

(4)その他

質問に対する回答の内容は、本募集要項に係る追加又は修正とみなすものとする。

5. 協働発行事業者の選定方法等

(1)選定方法

市の選考委員会(3名)で企画提案書をもとに各委員が審査を行い、委員会の審議を経て、総合得点が高い者を協働発行事業者として決定する。(なお、必要に応じてヒアリングを実施する。)

(2)選定基準

次の3つの観点から総合的に評価(100点満点/委員)し、最も評価の高い者を選定する。

選定基準の項目及び配点(合計を100点とする。)は、次のとおりとする。

- ① 企画提案内容(必須提案事項の審査) 65点
- ② 類似事業の実績(実績についての審査) 15点
- ③ 業務実施の適格性及び専門性(実現性についての審査) 20点

(3)選定結果の通知

選考結果は、企画提案書提出者全てに対して書面で通知する。

(4)協定の締結

市は選定された協働発行事業者と、速やかに協議を行い本事業に係る協定の締結をする。

(5)協定期間(予定)

協定締結日から令和11年3月31日まで

6. 八戸市空き家情報冊子に係る仕様

(1)名 称 八戸市空き家情報冊子

(2)発行予定部数 3,400 部程度/年(配布対象者:八戸市民)

※ただし、協働発行事業者がPRや広告主等へ配布するための部数は上記に含まず、また、その部数に市は関与しないこととする。

(3)刷 り 色 4 色 フルカラー

(4)用 紙 上質紙

(5)規 格 A4判 12 ページ程度

(6)製 本 中綴じ

(7)内 容 構 成

構成区分	内 容	原稿作成者	割 合
管理情報	空き家の適正管理に関する情報	八戸市 協働発行事業者	概ね 60%以上
活用情報	空き家の活用方法に関する情報	八戸市 協働発行事業者	
広告	企業等から募った広告	協働発行事業者	概ね 40%程度まで

※ 割合については、全紙面に占める割合とする。

(8)編集等の条件

- ① 企画、編集、印刷製本及び納品に係る一切の業務は、協働発行事業者が行うものとし、その際、市と十分協議し承認を得ること。
- ② 市は、電子データ又は手書き紙原稿で冊子作成に係る必要な情報の提供を行う。
- ③ 冊子の納品時には、全ページ分(表紙及び裏表紙その他無ページのものも含む。)をPDF形式に変換した電子ファイルを添付すること。

(9)費用負担

企画、編集、印刷製本、納品まで冊子発行等に要する一切の経費は、協働発行事業者が全額負担し、広告及びその他の収入により賄うものとし、市は一切の費用を負担しないこと。

(10)広告

- ① 広告主の募集・広告の制作は協働発行事業者が行うものとし、その収入は協働発行事業者に帰属する。なお、市は、本事業の広報を行い、広告募集について市民及び事業者等へ周知を図ることのみ行うものであり、広告の募集について市は関与しないこととする。
- ② 冊子へ掲載する広告の内容等については、「八戸市有料広告掲載基準」に基づくこと。
- ③ 協働発行事業者は、広告案を作成したときは、広告主に係る名簿及び広告案並びに広告掲載者の要件に関する申立書(兼同意書)(八戸市空き家情報冊子広告掲載取扱要綱(令和4年10月19日実施)別記第1号様式)を市に提出すること。
- ④ 市は、広告掲載前に「八戸市有料広告掲載基準」に基づく審査を行うものとし、広告内容の修正あるいは広告主及びその役員所有の建物が管理不全により市から指導を受けている等により広告主としてふさわしくない場合は変更を求めることができることとする。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は協働発行事業者の負担とする。
- ⑤ 広告は、一見して広告であると分かるよう各情報と区別をつけること。

(11)発行日及び配布期間

発 行 日:令和8年4月

令和9年4月

令和10年4月

配布期間:いずれもそれぞれ発行日から1年間(なお、発行前には情報の更新を行うものとする。)

(12)著作権

行政情報に関する著作権は、八戸市に帰属する。

7. 企画提案書作成要領

(1)企画提案書(任意様式)

- ① 提案書のサイズはA4判とする。ただし、図表等については必要に応じてA3判折込も可とする。
- ② 横書きでファイルに綴じることとする。

(2)必須提案事項

前記6「八戸市空き家情報冊子に係る仕様」に従い、冊子発行に関し必要な事項等を提案すること。なお、提案書には以下の事項を必ず明記すること。

- ① 発行部数
- ② 発行ページ数(総ページ数、各情報ページ数 広告の割合)
- ③ 刷り色
- ④ 使用用紙
- ⑤ 冊子レイアウト・管理活用情報案(冊子見本など)
- ⑥ 製本方法
- ⑦ 冊子発行までの制作スケジュール
- ⑧ 過去3年間ににおける地方公共団体での同種・類似業務の実績(都市名、冊子のページ数等を明記)
- ⑨ 冊子発行等に係る収支見込(予算書)
- ⑩ 広告募集方針・広告審査体制

8. 問合せ先

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1-1

八戸市 都市整備部 都市政策課

電話:0178-43-2824(直通) FAX:0178-41-2302

E-Mail:toshisei@city.hachinohe.aomori.jp 担当:佐々木